

みよし市農業委員会の委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び公募)

第2条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による農業委員候補者の推薦の求め及び募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市内の農業者等からの推薦
- (2) 団体等からの推薦
- (3) 公募

(推薦及び公募の資格)

第3条 農業委員候補者として推薦を受ける者及び公募に応募しようとする者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができると見込まれるものであって、任命予定日において、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 法第8条第4項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるもののほか、農業委員会委員と兼職を禁止される職にある者でないこと。

(推薦の手続等)

第4条 第2条第1号の推薦は、農業者等3人以上が連名し、当該農業者等の代表者がみよし市農業委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に市長が指定する書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

- 2 第2条第2号の推薦は、推薦しようとする団体等の代表者が、みよし市農業委員候補者推薦書（団体等推薦用）（様式第2号）に市長が指定する書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(公募の手続等)

第5条 第2条第3号の公募に応募しようとする者は、みよし市農業委員候補者応募書（様式第3号）に、市長が指定する書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(要項の作成)

第6条 市長は、農業委員候補者の推薦の求め又は募集を行うときは、次に掲げる事項を記載した要項を作成するものとする。

- (1) 任期
- (2) 募集人数
- (3) 報酬の額

- (4) 所掌事務
- (5) 推薦を受ける者又は応募しようとする者の資格要件
- (6) 推薦者の要件（推薦の場合に限る。）
- (7) 推薦又は募集の期間
- (8) 提出すべき書類
- (9) 書類の提出方法
- (10) 問合せ先
- (11) その他必要と認められる事項

2 市長は、推薦の求め又は募集を行うときは、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) みよし市公告式条例（昭和25年三好村条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
（推薦を受けた者又は募集に応じた者の公表）

第7条 農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第6条に規定する推薦の求め又は募集に応じた者の公表は、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

（農業委員候補者の評価）

第8条 市長は、農業委員候補者が定数を超えた場合は、農業委員候補者の評価について、みよし市農業委員等候補者評価委員会運営要綱（平成28年12月20日）に定めるみよし市農業委員等候補者評価委員会に意見を求めることができる。

（農業委員の任命）

第9条 市長は、農業委員候補者を決定した場合には、議会の同意を得た上で農業委員の任命をするものとする。

（農業委員の補充）

第10条 農業委員の罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合には、この要綱に定める手続に従い、速やかに欠員の補充に努めなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、農業委員の選任に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年12月20日から施行する。